推進事業）の取扱いについて」（令和６年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）④及び⑤並びに２（１）③、④及び⑤又は「脱炭素化推進事業債及び公営企業債（脱炭素化推進事業）の取扱いについて」（令和７年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）④及び⑤並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$AA2_{令5} = 0.00380$

$AA2_{令6} = 0.00545$

$AA2_{令7} = 0.00818$

$Z3_n$　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨、令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①、②及び③並びに２（１）①、②、⑦及び⑨又は令和７年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①、②及び③並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千

推進事業）の取扱いについて」（令和６年４月１日付け各都道府県環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課、財政担当課及び市区町村担当課並びに各指定都市環境担当課、下水道関係所管課、集落排水施設担当課及び財政担当課あて事務連絡）（以下「令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡」という。）１（１）③及び④並びに２（１）③、④及び⑤において定める事業（以下「省エネ改修等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$Y2_{令5} = 0.00380$

$Y2_{令6} = 0.00545$

$X3_n$　令和５年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨又は令和６年度脱炭素化推進事業債等の取扱いに係る事務連絡１（１）①及び②並びに２（１）①、②、⑦及び⑨において定める事業（以下「再生可能エネルギー設備整備等事業」という。）に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た公営企業債（脱炭素化推進事業）（病院事業に係るものに限る。）の額に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）